

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

(1) 本計画に対する要請事項

1) 国の動向：指標及び計画目標

「循環型社会形成推進基本計画」は、平成 15（2003）年の第 1 次計画に続き、平成 30（2018）年に策定された第 4 次計画では、一般廃棄物に関する数値目標（発生抑制の指標）を以下のとおり掲げています。

■ 第 4 次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

一般廃棄物の減量化	国の現況 (平成12年度)	目標年次	削減目標 (令和7(2025)年度)
1人1日当たりのごみ排出量	約1,185g	平成12年度 (2000年度) ↓ 令和7年度 (2025年度)	約-30% 約850g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※資源回収されるものを除き、粗大 ごみを減量対象に含む	約660g		約-25% 約490g
事業系ごみ排出量	約1,799万t/年		約-40% 約1,100万t/年

2) 東京都の動向：指標及び計画目標

都道府県廃棄物処理計画にあたる「東京都資源循環・廃棄物処理計画」は、令和 3（2021）年 3 月に改定されました。計画期間は、2021～2025（令和 3～7 年度）の 5 年間とし、2050（令和 32）年を見据えた 2030（令和 12）年のビジョンを示す計画であり、指標及び計画目標値は以下のように示されております。

■ 指標

三本の柱	性格	指標
①持続可能な資源利用の実現	資源効率性を図るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物排出量 ・プラスチック焼却量 ・食品ロス発生量 ・一般廃棄物再生利用率 ・最終処分量 ・資源生産性 ・一人当たりの天然資源投入量 ・入口側の資源利用率 ・出口側の資源利用率
②廃棄物処理システムのレベルアップ	廃棄物行政の取組の進捗を測るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物排出量 ・一般廃棄物再生利用率 ・最終処分量 ・電子マニフェスト普及率 ・第三者評価事業者への産廃処理の委託割合 ・PCB 処理量 ・域内の不法投棄件数
③社会的課題への果敢なチャレンジ	社会的課題への取組状況を図るための指標	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村災害廃棄物処理計画策定率 ・一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量

■ 将来推計量のまとめ

年度		2018(平成 30)年度 (実績)	2025(令和 7)年度 (推計)	2030(令和 12)年度 (推計)
一般廃棄物	排出量	441 万 t	439 万 t	414 万 t
	再生利用量	101 万 t 再生利用率 22.8%	137 万 t 再生利用率 31.2%	154 万 t 再生利用率 37.1%
	最終処分量	31 万 t	23 万 t	19 万 t

■ 新たな計画目標

計画目標	2025(令和 7)年度	2030(令和 12)年度
【資源ロスの削減】		
①一般廃棄物排出量	440 万 t	410 万 t
②プラスチック焼却削減量(2017(平成 29)年度比)	-	40%
③食品ロス削減量	-	38 万 t
【循環的利用の推進と最終処分量の削減】		
④一般廃棄物再生利用率	31%	37%
⑤最終処分量	82 万 t	77 万 t
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	-

(2) 基本理念

多摩市みどりと環境基本計画では、「環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会をみんなとともに創り継承していくこと」を基本理念とし、めざす環境像として「循環と調和のまち みんなで創る多摩」を掲げています。

本計画においても、将来的なごみゼロ社会実現を見据えた中で、循環型社会の構築のため、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量をできる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進します。また、適正なごみ収集、処分を行うことにより生活環境を保全し、衛生的で暮らしやすい多摩市をめざし、基本理念は下記のとおりとします。

協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち 多摩を構築する

(3) 基本方針

本計画における基本方針は、循環型社会における取組の優先順位を基本とし、以下の4点を基本方針とします。

まず、ごみとなるものを受け取らない、まだ使えるものは再利用するなどして、ごみの発生抑制・排出抑制を最優先とします。

次にごみとして排出する場合は、分別を徹底してリサイクルできるよう、可能な限り資源化を進めるとともに、どうしても資源として利用できないものについては、本市の排出方法に沿って排出し、適正処分に努めます。

また、これらのプロセスにおいては、計画を推進する主体となる市民・事業者・市の協働によって進めるものとします。

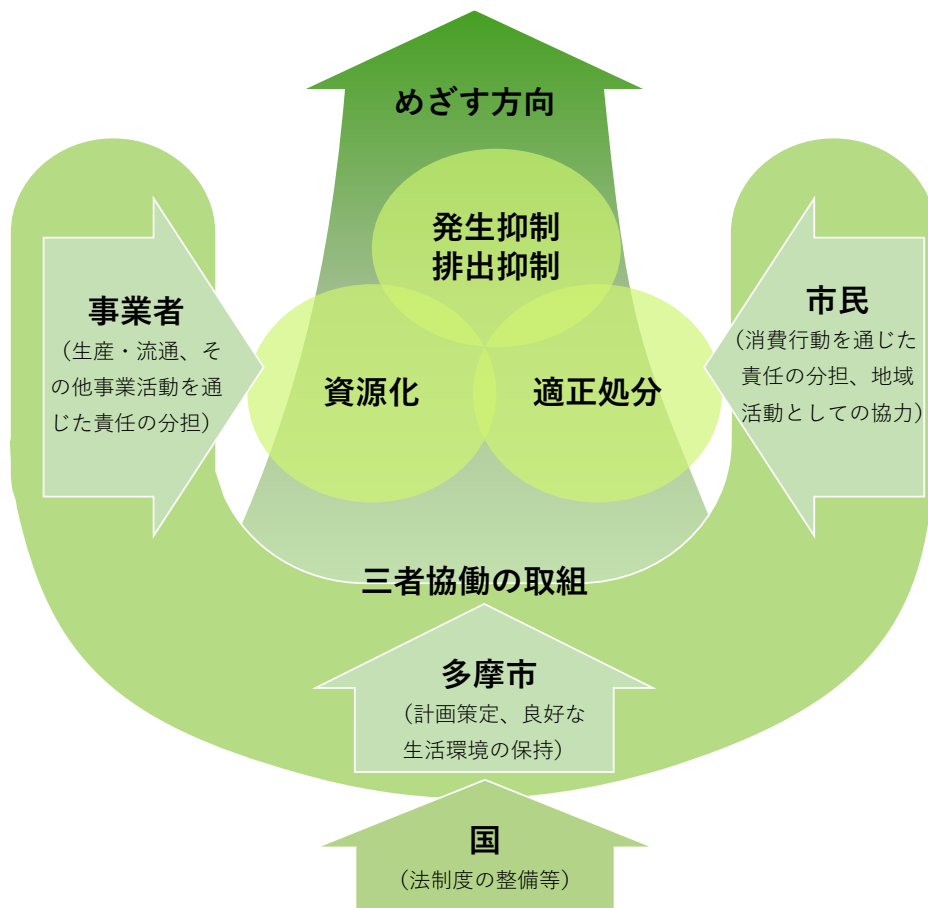
1. 発生抑制・排出抑制：製品等がごみとなることを抑制する
2. 資源化：排出されたごみ等をできるだけ資源として適切に利用する
3. 適正処分：どうしても資源として利用できないものは適正に処分する
4. 協働の取り組み：市民・事業者・市が協働した取り組みを行う

2. 役割の分担と責務

本計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会を構築していくため、基本方針に示した本計画の柱である「発生抑制・排出抑制」「資源化」「適正処分」に向けて、市民・事業者・市が協働しつつ、それぞれの役割を、責任をもって実践します。

■ 各主体の役割分担と責務

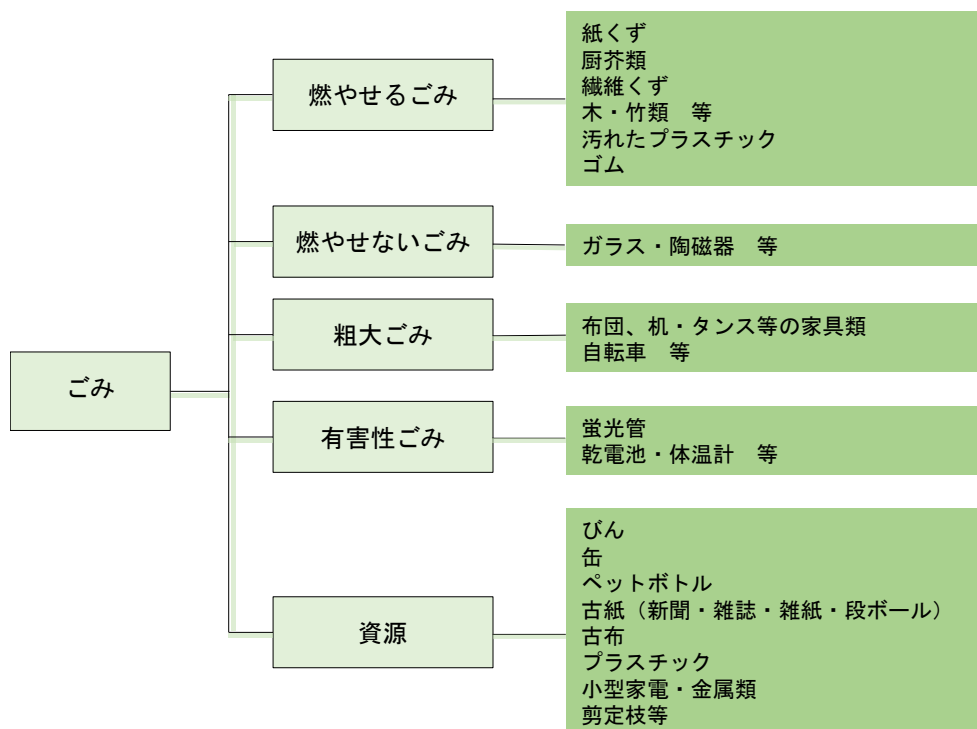
総ごみ量の減量、資源化の推進、ごみ処理経費の削減、
生活環境の清潔保持、資源の有効利用・温暖化の防止など地球環境への貢献



3. 対象ごみ

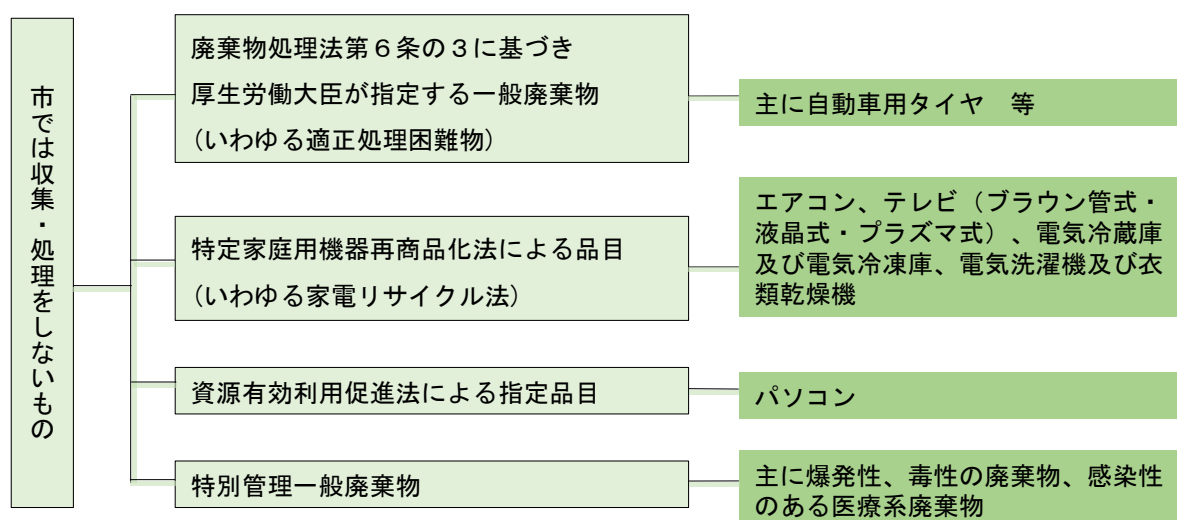
本市から発生するごみ（一般廃棄物）を対象とします。

■ 対象ごみの種類



次のごみは市では収集・処理をしません。（販売店・専門店などに相談する。）

■ 本計画の対象ごみから除外するもの



4. ごみ処理の主体

ごみ処理の主体は、次のとおりです。

■ 収集・運搬・中間処理、最終処分の主体

		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 有害性ごみ 資源	市 (民間委託)	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ 有害性ごみ* →多摩ニュータウン環境 組合(多摩清掃工場)	焼却残さ
事業系ごみ	少量排出事業者 燃やせるごみ 燃やせないごみ 有害性ごみ 資源	市 (民間委託)	※収集量に加え、多摩ニュー タウン環境組合(多摩 清掃工場)における手選 別分を合計し、処分対象 としている。水銀を含む ごみは専門の処理業者に 処理を委託。	
	多量排出事業者 燃やせるごみ	直接搬入又は 許可業者	資源→多摩市 (資源化センター)	

5. ごみ減量目標について

本市が目指す、持続可能かつ環境負荷の少ない循環型社会を実現し、脱炭素社会に移行していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効利用に積極的に取り組み、環境に優しいライフスタイルを実践していく必要があります。

また、本計画の次の見直しを予定している概ね5年後の段階で、焼却施設の更新に関する議論が本格化することを踏まえ、それまでに着実なごみ減量実績を示す必要があります。ごみ減量施策の展開は急務です。

そこで、目標として家庭系・事業系とも令和5（2023）年度からのごみ減量を目標に掲げることとし、着実な減量を図ることを目指します。

■ ごみ減量目標

多摩市のごみ減量目標 令和3(2021)年度 ⇒ 令和14(2032)年度

◆ごみ排出量を14%削減(市民1人1日あたり)

(燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ)

◆資源化率※ 38.0%以上を目指す

◆焼却残さを資源化し、埋立処分量0tを維持

※資源化率(%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))

市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日)

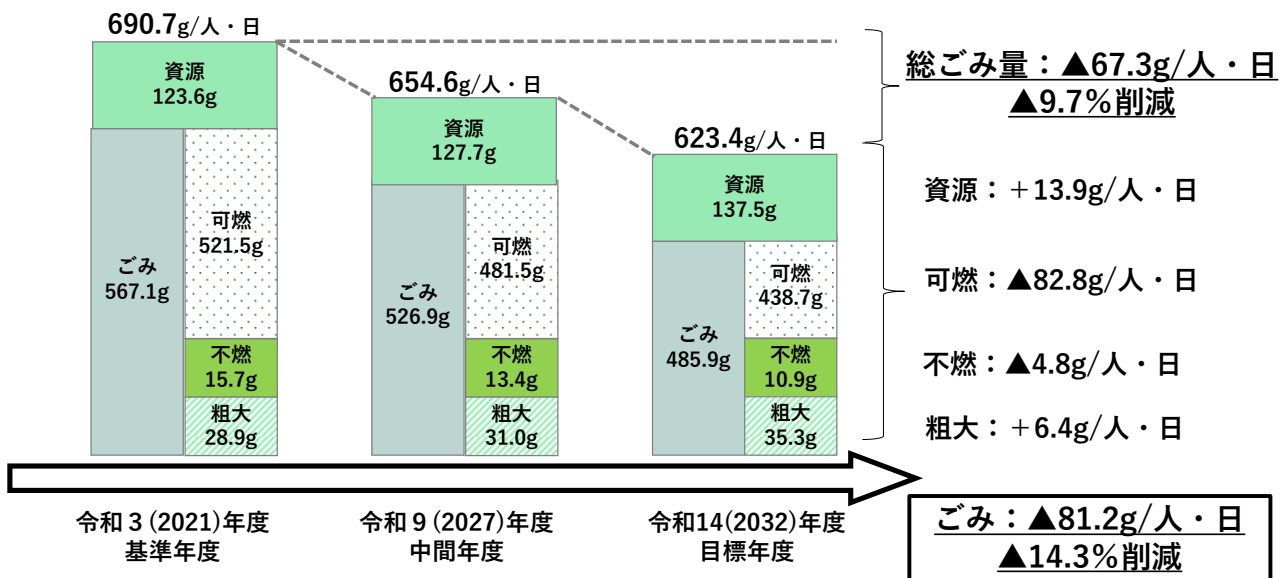
	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	521.5	481.5	438.7
燃やせないごみ	15.7	13.4	10.9
粗大ごみ	28.9	31.0	35.3
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0
合計	567.1	526.9 (-7.1%)	485.9 (-14.3%)

市民1人1日当たりの総ごみ量減量目標(g/人・日)

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源	123.6	127.7	137.5
総ごみ量	690.7	654.6 (-5.2%)	623.4 (-9.7%)

※総ごみ量 (t) = 家庭系、事業系の資源を含むごみ量(t)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日)



※各年度、ごみ量には有害性ごみ1gを含む

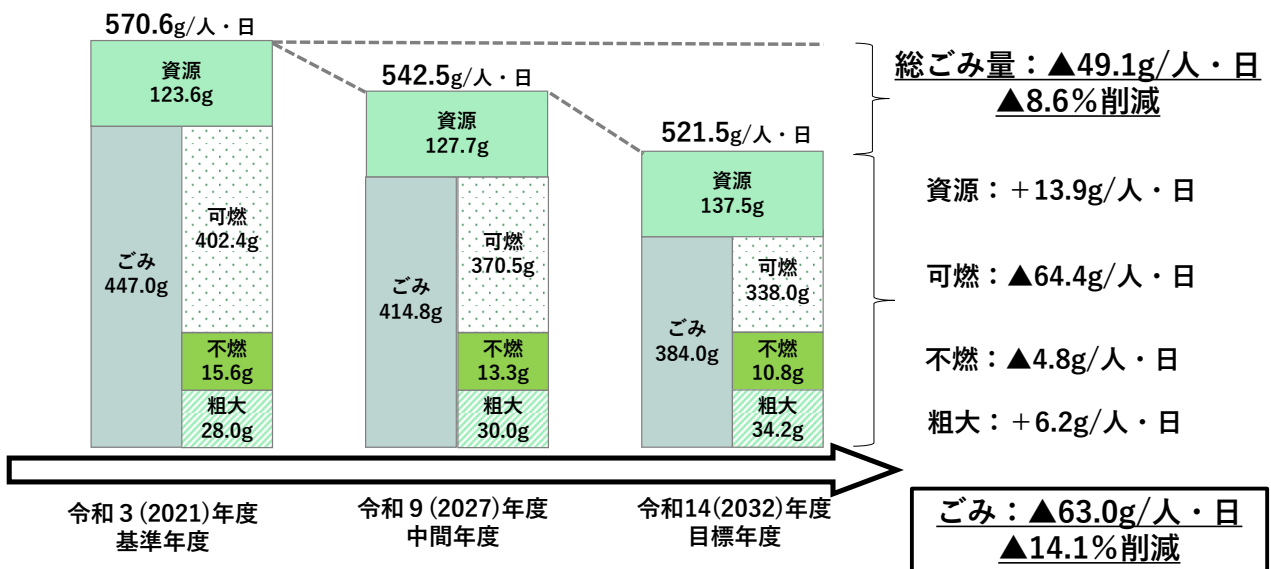
市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日) **家庭系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	402.4	370.5	338.0
燃やせないごみ	15.6	13.3	10.8
粗大ごみ	28.0	30.0	34.2
有害性ごみ	1.0	1.0	1.0
合計	447.0	414.8 (-7.2%)	384.0 (-14.1%)

市民1人1日当たりの総ごみ量減量目標(g/人・日) **家庭系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源	123.6	127.7	137.5
総ごみ量	570.6	542.5 (-4.9%)	521.5 (-8.6%)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日) **家庭系**

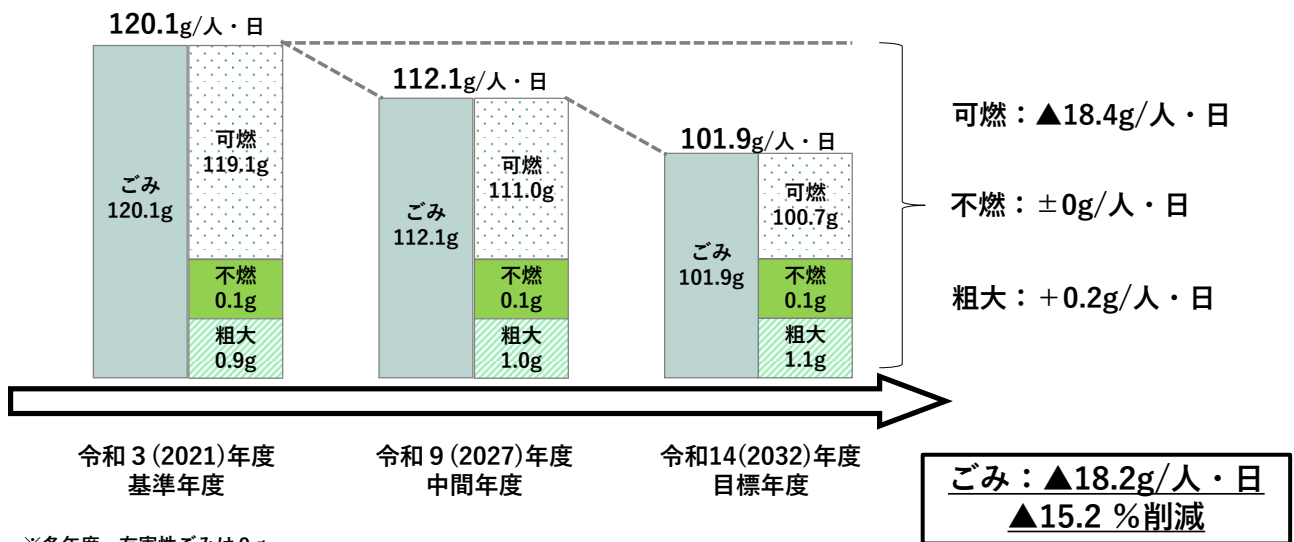


※各年度、ごみ量には有害性ごみ1gを含む

市民1人1日当たりのごみ減量目標(g/人・日) **事業系**

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
燃やせるごみ	119.1	111.0	100.7
燃やせないごみ	0.1	0.1	0.1
粗大ごみ	0.9	1.0	1.1
有害性ごみ	0.0	0.0	0.0
合計	120.1	112.1 (-6.7%)	101.9 (-15.2%)

■ ごみ減量の内訳 (g/人・日) **事業系**

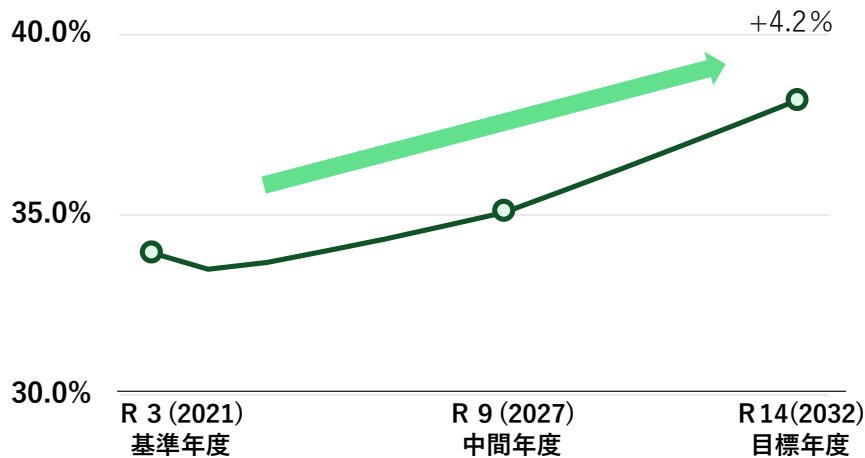


資源化率(%)の目標

ごみの発生抑制と減量を進め、分別を徹底し、資源化率を向上させます。

	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
資源化率*	34.0	35.1	38.2

※資源化率 (%) = (資源回収量(t) + 集団回収量(t)) / (家庭系、事業系の総ごみ量(t) + 集団回収量(t))



埋立処分量(t/年)の目標

焼却灰を原料としたエコセメントとして再利用し、埋立処分量 0 t/年を継続します。

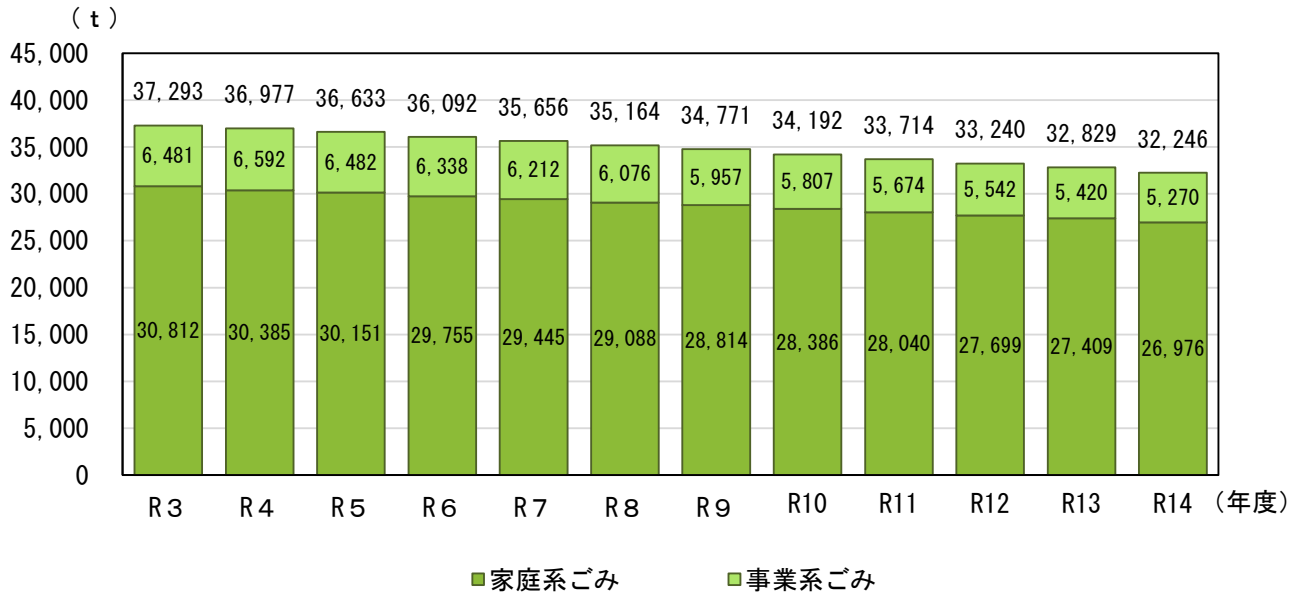
	令和 3 (2021)年度 基準年度	令和 9 (2027)年度 中間年度	令和 14(2032)年度 目標年度
焼却残さ	2,803	2,559	2,293
不燃残さ	0	0	0
最終処分量 (埋立処分量)	0	0	0
資源化量 (エコセメント)	2,803	2,559	2,293

■ ごみ減量目標

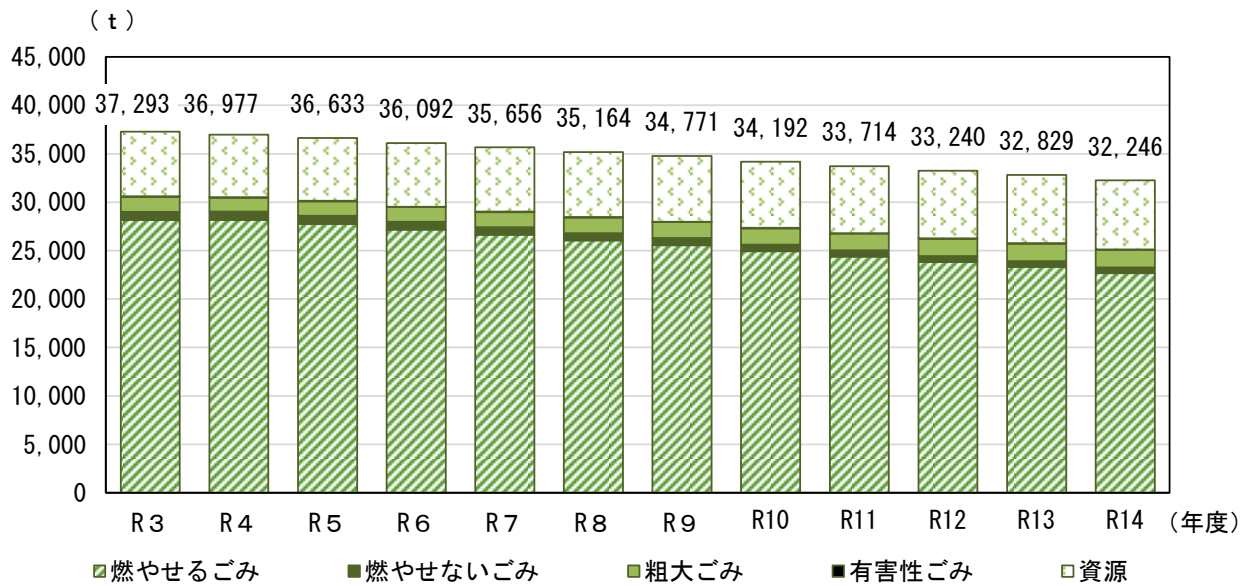
年度		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画収集人口	(人)	147,922	147,539	147,156	146,773	146,391	145,759
家庭系ごみ	(t/年)	30,812	30,385	30,151	29,755	29,445	29,088
燃やせるごみ	(t/年)	21,728	21,641	21,350	20,888	20,488	20,054
燃やせないごみ	(t/年)	844	855	828	796	767	737
粗大ごみ	(t/年)	1,511	1,382	1,429	1,467	1,509	1,547
有害性ごみ	(t/年)	52	54	54	54	54	54
資源	(t/年)	6,677	6,452	6,490	6,549	6,628	6,696
事業系ごみ	(t/年)	6,481	6,592	6,482	6,338	6,212	6,076
燃やせるごみ	(t/年)	6,428	6,537	6,426	6,281	6,154	6,017
燃やせないごみ	(t/年)	4	5	5	5	5	5
粗大ごみ	(t/年)	49	50	51	52	52	53
総ごみ量	(t/年)	37,293	36,977	36,633	36,092	35,656	35,164

年度		令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
計画収集人口	(人)	145,127	144,495	143,863	143,233	142,466	141,699
家庭系ごみ	(t/年)	28,814	28,386	28,040	27,699	27,409	26,976
燃やせるごみ	(t/年)	19,678	19,196	18,772	18,350	17,964	17,483
燃やせないごみ	(t/年)	709	677	648	619	591	560
粗大ごみ	(t/年)	1,590	1,624	1,661	1,698	1,738	1,768
有害性ごみ	(t/年)	54	53	53	53	53	52
資源	(t/年)	6,784	6,835	6,907	6,979	7,064	7,113
事業系ごみ	(t/年)	5,957	5,807	5,674	5,542	5,420	5,270
燃やせるごみ	(t/年)	5,897	5,746	5,613	5,480	5,357	5,207
燃やせないごみ	(t/年)	5	5	5	5	5	5
粗大ごみ	(t/年)	54	55	56	57	58	58
総ごみ量	(t/年)	34,771	34,192	33,714	33,240	32,829	32,246

■ 家庭系及び事業系のごみ量の推移（目標値）



■ 分別区分ごとのごみ量の推移（目標値）



6. 排出抑制計画

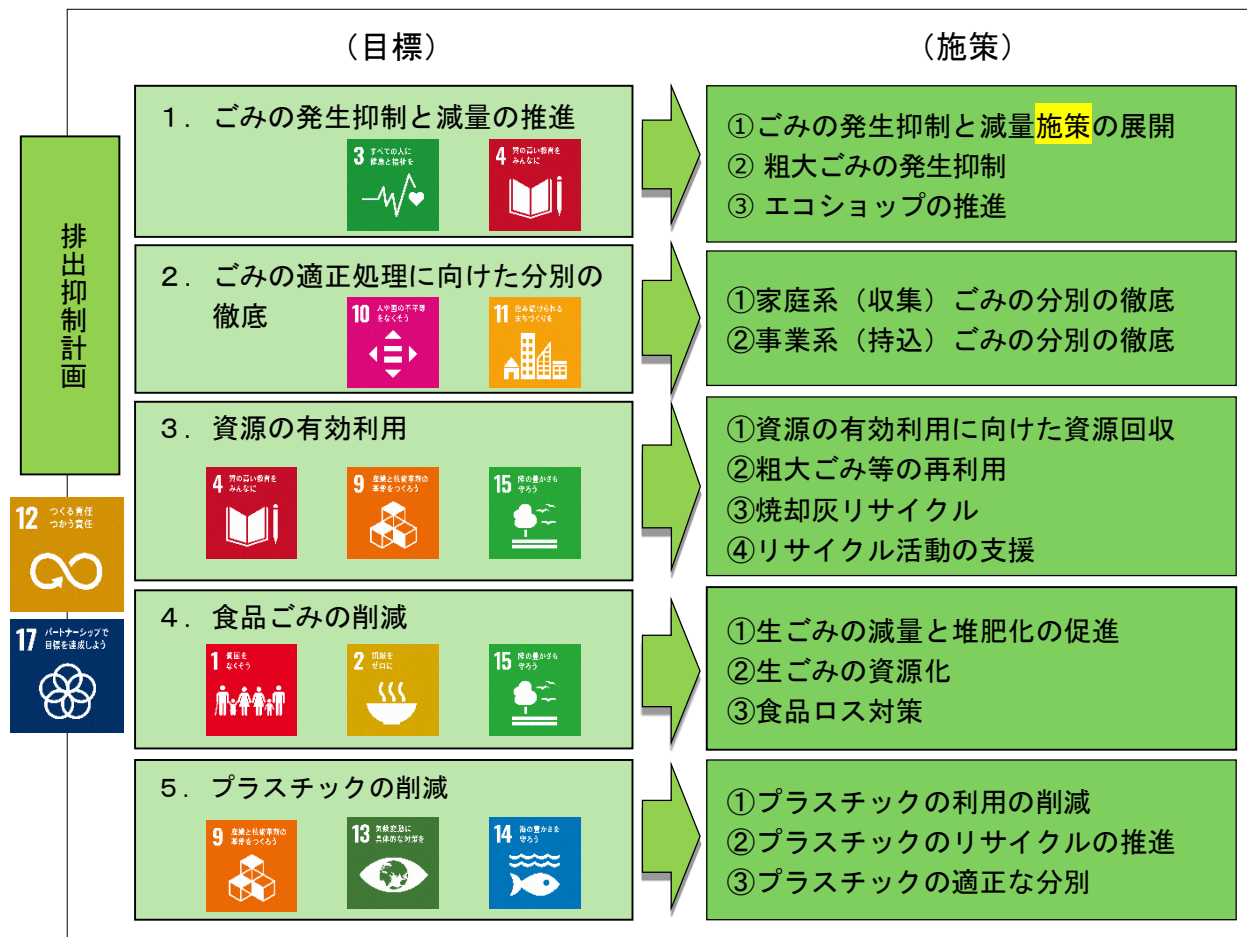
(1) 目標

ごみの減量目標を達成するため、排出抑制に関する取り組み目標を以下のように定めます。

1. ごみの発生抑制と減量を推進します
2. ごみの**適正処理**に向けた分別を徹底します
3. 資源を有効活用します
4. 食品ごみを削減します
5. プラスチックを削減します

(2) 施策の展開

排出抑制計画に関する施策については、以下のように展開します。
また、特に関わりの深いSDGsのゴールも示しています。



■排出抑制計画1：ごみの発生抑制と減量の推進



取り組み内容

①ごみの発生抑制と減量施策の展開

- ・ごみの発生抑制と減量、資源の有効利用について、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリを通じて情報発信し、市民の意識を高め、行動につなげるために、必要な普及啓発や支援を行います。
- ・市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、施設見学等を積極的に行い、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。
- ・小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。
- ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。
- ・ごみの減量や社会状況等により、ごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について検討し、廃棄物減量等推進審議会の意見を聞いて決定します。
- ・ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。
- ・ごみ分別アプリや各種リーフレットの多言語化により、外国人住民への普及啓発を図ります。
- ・廃棄物減量等推進員と連携し、ごみの出し方の指導、資源集団回収の推進など、ごみの減量・資源化を推進します。
- ・一般廃棄物処理に係る財源の用途を明確化するため、環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づく廃棄物会計制度を導入します。

②粗大ごみの発生抑制

- ・不用品の再利用について、インターネット上の地域情報サイトの普及を支援することにより、市民同士の譲渡を促進し、もって粗大ごみの発生を抑制します。
- ・不用品の引き取り店舗を整理し、市民に広く情報提供できるよう検討します。

③エコショップの推進

- ・エコショップの更新時には、認定項目を精査、見直しを行い、制度の推進によって、マイバッグ運動、無料の使い捨てプラスチック製品の削減、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組む姿勢を評価し、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。
- ・エコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。



■排出抑制計画2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

取り組み内容

①家庭系（収集）ごみの分別の徹底

- ・収集の種類として「小型家電・金属類」の追加や新しい商品の誕生など、分別のルールが細分化しているため、分かりやすい啓発・指導を行います。その際には、ごみ分別アプリやスマートスピーカー等のデジタル・デバイスも活用し、分別の徹底を目指します。
- ・資源化できる紙類・プラスチックの適正排出について啓発を強化し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。
- ・紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、エコショップ認定店での回収に誘導し、ごみの減量とともに、循環型社会に対する市民意識の醸成を図ります。
- ・介護を要する高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援を行い、適正分別、適正排出の促進を図ります。
- ・分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。
- ・市民へ店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートの積極的な活用及び適正分別を遵守した資源排出を啓発します。
- ・大きなプラスチックは可燃ごみとして処理をしていましたが、40ℓサイズのプラスチック袋を作成することで、リサイクル量を増やし、可燃ごみを削減します。
- ・リサイクルマークが入っておらず、店頭回収に出すことのできないリチウムイオン電池やモバイルバッテリー及びリチウムイオン電池を取り外すことのできない小型製品を、有害性ごみとして回収することで、適正分別の促進を図ります。

②事業系（持込）ごみの分別の徹底

- ・ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの分別について、事業者の意識を高め、行動につなげるための、必要な普及啓発や支援を行います。
- ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行います。
- ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理とさらなる資源化への指導・立入検査を行いさらに啓発を推進していきます。
- ・大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直しをしていきます。
- ・ごみの分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。



■排出抑制計画 3：資源の有効利用

取り組み内容
①資源の有効利用に向けた資源回収
<ul style="list-style-type: none"> ・今まで資源化することのできなかった紙類を資源化するため、ミックスペーパー（難再生古紙）リサイクル導入を検討します。 ・剪定枝等のチップ化、堆肥化（土壌改良材の生産）などにより、みどりのリサイクルを推進します。あわせて、落葉堆肥の利用について検討します。 ・資源化した剪定枝等については、利用先の拡大等により、一層のみどりのリサイクル推進を検討します。 ・事業系の剪定枝、古紙等については、利用する事業者へ民間の資源回収を啓発します。
②粗大ごみ等の再利用
<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品の修理や譲渡の促進など、粗大ごみ排出量の削減に向けた啓発を行い、循環型社会の実現を目指します。 ・エコにこセンターにおける粗大ごみ再利用品の販売について、ごみ・資源収集カレンダーやごみ分別アプリ等を活用し、周知を推進します。 ・粗大ごみの再利用について、インターネット上の地域情報サイトを活用した市民同士又は市から市民への譲渡等の導入を検討します。
③焼却灰リサイクル
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立処分量 0 t を継続します。 ・市で発注する公共工事等において、エコセメントを用いたコンクリートやエコセメントを用いたコンクリート二次製品等の積極的な活用を検討します。
④リサイクル活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。 ・民間のリサイクル活動を支援します。 ・新規に集合住宅を建設する際の打合せ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。

■排出抑制計画4：食品ごみの削減



取り組み内容
①生ごみの減量と堆肥化の促進 <ul style="list-style-type: none">・生ごみ減量について、新たに取り組みを始める市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援する啓発をします。・公共集合住宅再開発が行なわれる場合などでは、生ごみ堆肥置場や堆肥利用場所の確保など適宜依頼し、地域での生ごみ資源化を支援する働きかけをします。・生ごみの水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。・生ごみ処理機器の購入費補助は、ホームページ、ごみカレンダーやごみ減量広報紙ACTAを通じて普及啓発し、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。
②生ごみの資源化 <ul style="list-style-type: none">・生ごみの資源化の効果等について周知し、市民や事業者の新規取組、又は継続に向けた情報の提供等の支援を行います。・生ごみを資源化するため収集方法の見直し、資源化のため排出先の見直しについて検討を進めます。・事業系の食品ごみ排出も資源化への取組を啓発します。
③食品ロス対策 <ul style="list-style-type: none">・ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリにより、食品ロス削減に向けた家庭への啓発を行い、食品ロスを減らす行動を促します。・小学生を対象とした、食品ロス対策講座を行い、子どもたちに身近な食べ残しなどの環境問題に対する意識を醸成します。・飲食店等、食品ロス削減に取り組む事業者を、多摩市食べきり協力店として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取り組みを推進します。・フードドライブの活動について庁内の関係部局や社会福祉協議会と連携し、周知・啓発を進めます。

■排出抑制計画5：プラスチックの削減



取り組み内容

①プラスチックの利用の削減

- ・市民へ使い捨てプラスチックを受け取らないことを推奨し、行動変容やライフスタイルの変革を促すための情報発信を進めます。
- ・事業者へ使い捨てプラスチックを消費者へ提供しない（減らす）ための取組を推奨し、そのための啓発、支援に取り組みます。
- ・ペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を啓発します。
- ・事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、容器包装プラスチックを削減します。
- ・製品プラスチックは長く使用することを啓発します。
- ・プラスチック使用製品設計指針の適合認定製品やリサイクルプラスチック製品の普及を推進します。

②プラスチックのリサイクルの推進

- ・容器包装プラスチック、製品プラスチックのリサイクルを進めます。
- ・ペットボトルの水平リサイクルを実施し、新たな化石由来原料を使わず同じ素材を循環し続けることで、資源循環型社会形成に貢献します。
- ・収集した容器包装プラスチックは、指定法人ルートでリサイクルします。
- ・製造事業者等による容器包装プラスチックの自主回収やリサイクルの動き、及び排出事業者によるリサイクル等の動きを推進します。
- ・収集した製品プラスチックは、「指定法人ルート」、「再商品化計画の認定」、「独自処理」の中から、多摩市に適した方法を選択し、一層のリサイクルを推進します。
- ・製造事業者等による製品プラスチックの自主回収やリサイクルの動きを推進します。
- ・リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を図ります。

③プラスチックの適正な分別

- ・容器包装プラスチック、製品プラスチックの適正な分別、ポイ捨て防止（環境美化、河川を通じた海洋汚染の防止）を進めます。
- ・スマートフォンアプリ等を活用して、プラスチックの適正分別を啓発します。

7. 収集・運搬計画

(1) 目標

安定したごみ収集を行うとともに、ごみの減量化、資源化が促進される収集・運搬体制を整備することにより、衛生的かつ快適な生活環境を確保することを目標とします。

(2) 施策の概要

1) 品目ごとの収集・運搬主体

■ 収集・運搬主体

	区分	品目	収集・運搬主体	
家庭系	燃やせるごみ	紙くず、厨芥類、繊維くず、木・竹類、汚れたプラスチック、ゴム 等	民間委託	
	燃やせないごみ	ガラス・陶磁器 等		
	粗大ごみ	布団、机・タンス等の家具類、自転車等		
	有害性ごみ	蛍光管、乾電池、体温計 等		
	資源			びん
				缶
				ペットボトル
				新聞
				雑誌・雑紙
				ダンボール
				古布
		プラスチック		
事業系 一般廃棄物	少量排出事業者	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック		
	上記以外	自己搬入（一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して搬入を含む）		

2) ごみの分別区分と収集方法

分別区分と収集方法は以下のとおりです。

■ 分別区分と収集方法

	収集方式	分別区分と品目	収集頻度	容器等	収集・運搬車両	
家庭系	戸別（一部ステーション）	燃やせるごみ	週2回	指定収集袋	パッカー車	
		燃やせないごみ	月2回			
		粗大ごみ	週1回	－	ダンプ車	
		有害性ごみ	月2回	－	パッカー車	
		資源	びん	週1回	バケツ・コンテナ等	トラック
			缶・ペットボトル	週1回		紐等で結束
			新聞	月2回		
			雑誌・雑紙	週1回		
			ダンボール	月2回		
			古布	月2回	透明又は半透明袋	
			プラスチック	週1回	指定収集袋	パッカー車
小型家電・金属類	月2回		透明又は半透明袋			
事業系一般廃棄物	少量排出事業者の一般廃棄物（粗大ごみを除く）は、家庭系と一緒に収集					

3) 将来の排出予測量 (t/年)

令和 14(2032)年度までの将来予測量は、以下のとおりです。燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみに、資源を加えた総ごみ量は、基準年度である令和 3(2021)年度の 37,293 t に対し、目標年度となる令和 14(2032)年度は 32,246 t となり、5,047 t 減量が進む予測です。

■ 将来の収集量

年度	(t/年)					
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	有害性ごみ	資源	総ごみ量
令和 5 (2023)年度	27,775	833	1,479	54	6,490	36,632
令和 6 (2024)年度	27,224	802	1,518	54	6,495	36,092
令和 7 (2025)年度	26,750	772	1,561	53	6,519	35,656
令和 8 (2026)年度	26,233	742	1,601	53	6,534	35,163
令和 9 (2027)年度	25,790	714	1,644	53	6,568	34,770
令和10(2028)年度	25,210	682	1,679	53	6,568	34,192
令和11(2029)年度	24,703	653	1,717	53	6,587	33,713
令和12(2030)年度	24,201	624	1,755	52	6,608	33,240
令和13(2031)年度	23,744	596	1,796	52	6,641	32,829
令和14(2032)年度	23,161	566	1,826	52	6,641	32,246

(3) 施策の展開

1) 分別区分と収集方法の見直し

より一層のごみ減量と資源化を推進するため、**分別**区分の見直しを随時行います。

2) ごみの排出方法の徹底

それぞれの地区の基本的なごみ・資源の出し方やルールを守るよう指導します。店舗や事業所についての基本的なごみ・資源の出し方やルールを指導します。一層のごみの減量化・資源化に向けて、より排出者責任を明確にし、効率的、かつ有効な収集運搬・処理のあり方について、引き続き検討していきます。

市民の方々への啓発と周知によって、どの程度の市民の方々に分別の意識を持っていたか、今後のごみ減量の鍵となります。

3) 不法投棄の防止

不法投棄防止の推進のため、パトロール体制の強化に努めます。

8. 中間処理計画

(1) 目標

将来のごみ量やごみ質の変化に対応した処理方法で、衛生的かつ安全で安定した処理体制を維持するとともに、ごみの持つエネルギーの有効利用や、ごみの中の資源物の回収を図ります。

また、ごみの焼却処理施設は稼働開始から 25 年、不燃・粗大ごみ処理施設は稼働開始から 21 年を迎え老朽化が進んでおり、次期処理施設の整備に向けた準備を行います。

(2) 施策の概要

1) 品目ごとの収集主体

■ 品目ごとの処理主体

品目	処理主体
燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、小型家電・金属類	多摩ニュータウン環境組合 (多摩清掃工場)
資源	多摩市

2) 焼却処理施設

焼却処理施設の焼却能力は、1日24時間で200t焼却できる炉が2機あり、炉の点検整備期間を除いて、常時運転をしております。

■ 焼却処理施設の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合(多摩清掃工場)
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
竣工年月	平成10(1998)年3月
焼却能力	400t/24h(200t/24h×2)
焼却方式	全連続燃焼ストーカ式焼却炉
延べ面積	約17,535m ²

3) 不燃・粗大ごみ処理施設

不燃・粗大ごみ処理施設に搬入された燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害性ごみは、搬入された携帯電話や小型家電等から貴金属類を回収するなど、有価物を回収し、資源化をしています。

■ 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
竣工年月	平成14（2002）年3月
処理能力	90t/5h
処理方式	横型回転衝撃式
処理対象ごみ	燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみ、 小型家電・金属類
選別方式	手選別・機械選別混合方式
延べ面積	12,440.42m ²

4) 資源化センター（エコプラザ多摩）

資源化センターは、平成9年4月に施行された『容器包装リサイクル法』に基づき分別収集された、びん類、缶類・ペットボトル・古紙類など、種類ごとに受入れ、『選別・圧縮・梱包・保管』し、リサイクル事業者へ出荷をする施設です。平成20年度からは、有料指定袋による容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括収集も開始し、ごみの減量化、資源化率の向上に寄与しています。

■ 資源化センター（エコプラザ多摩）の概要

項目	内容
名称	多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）
所在地	東京都多摩市諏訪六丁目3番地2
竣工年月	平成11（1999）年10月
処理能力	61t/5h （びん類：13t/5h、缶類・ペットボトル：9t/5h、古紙類：25t/5h、 剪定枝（チップ）2t/5h、剪定枝（土壌改良材）：2t/5h）、 プラスチック類：10t/5h）
処理対象物	資源
延べ面積	8,909.50m ²

5) リサイクルセンター（エコにこセンター）

リサイクルセンター（エコにこセンター）では、粗大ごみとして搬入された家具等の中からピックアップしたものを綺麗に清掃し、リユース品として販売を行っています。

■ リサイクルセンター（エコにこセンター）の概要

項目	内容
名称	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター（エコにこセンター）
所在地	東京都多摩市唐木田二丁目1番地1
竣工年月	平成14（2002）年3月
施設	展示ホール、多目的室、リサイクル工房、ストックヤード
延べ面積	1,980m ²

6) 将来の搬入量

令和14（2032）年度までの将来搬入量は、以下のとおりです。

■ 焼却処理施設への将来搬入量

(t/年)

年度	焼却処理施設搬入量			焼却残さ量
		燃やせるごみ	除去可燃	
令和5(2023)年度	29,680	27,775	1,905	2,760
令和6(2024)年度	29,135	27,224	1,911	2,705
令和7(2025)年度	28,672	26,750	1,922	2,657
令和8(2026)年度	28,163	26,233	1,930	2,604
令和9(2027)年度	27,733	25,790	1,943	2,559
令和10(2028)年度	27,155	25,210	1,945	2,501
令和11(2029)年度	26,655	24,703	1,952	2,449
令和12(2030)年度	26,161	24,201	1,960	2,398
令和13(2031)年度	25,714	23,744	1,970	2,352
令和14(2032)年度	25,131	23,161	1,970	2,293

■ 不燃・粗大ごみ処理施設への将来搬入量

(t/年)

年度	不燃・粗大ごみ処理施設搬入量				
		燃やせない ごみ	粗大ごみ	有害性ごみ	小型家電・ 金属類
令和5(2023)年度	2,461	848	1,560	52	183
令和6(2024)年度	2,347	861	1,432	54	187
令和7(2025)年度	2,367	833	1,479	54	191
令和8(2026)年度	2,374	802	1,518	54	195
令和9(2027)年度	2,387	772	1,561	53	199
令和10(2028)年度	2,396	742	1,601	53	202
令和11(2029)年度	2,412	714	1,644	53	206
令和12(2030)年度	2,414	682	1,679	53	209
令和13(2031)年度	2,423	653	1,717	53	214
令和14(2032)年度	2,431	624	1,755	52	216

■ 資源化センター（エコプラザ多摩）への将来搬入量

(t/年)

年度	資源化センターへの 将来搬入量
令和5(2023)年度	6,321
令和6(2024)年度	6,328
令和7(2025)年度	6,354
令和8(2026)年度	6,371
令和9(2027)年度	6,407
令和10(2028)年度	6,410
令和11(2029)年度	6,431
令和12(2030)年度	6,453
令和13(2031)年度	6,489
令和14(2032)年度	6,491

(3) 施策の展開

1) 中間処理施設における安全で安定した処理の維持と次期施設整備に向けた準備

市が収集したごみは、八王子市及び町田市と構成している多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で中間処理を行います。平成 10（1998）年に更新された多摩清掃工場は、更新当時最新の設備を導入し、850 度以上の高温で焼却することにより、ダイオキシン類の発生を抑制し、国の基準値はもとより認証取得した ISO14001 で定めた自主規制値を大幅に下回る、安全と環境に十分配慮した中間処理施設となっています。焼却時に発生する熱は回収（サーマルリサイクル）し、隣接する総合福祉センター及び温水プールの冷暖房や温熱として活用するとともに、発電機能を備えていることから、施設内の電力に充当するほか、余剰電力は売電し、維持管理経費に充てています。

市は、引き続き多摩ニュータウン環境組合や構成市である八王子市・町田市と連携し、多摩清掃工場が適正な運転を維持し、安全で安定したごみの中間処理ができるよう取り組みます。

多摩清掃工場は施設更新から 25 年を迎え、老朽化が進んでおり、引き続き施設を安全かつ安定して稼働するためには、東京都が進める廃棄物処理システムの強靱化及び高度化などを踏まえ、設備に関する最新技術の動向を注視し、次期施設の建替時期などについての検討が必要となります。

このことから、市は多摩ニュータウン環境組合や構成市である八王子市・町田市と協議を行いながら具体的な次期施設稼働時期を決定するとともに都市計画の変更等、整備に向けた準備を行います。

2) 資源の効率的な再利用化の促進

分別収集された資源物の中間処理は、平成 11（1999）年に稼働開始した、多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）にて実施しています。

資源化センターは、平成 9（1997）年 4 月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき分別収集された、びん類・缶類・ペットボトルや古紙類など、品目ごとに、「選別・圧縮・梱包・保管」する施設です。平成 20（2008）年 4 月からは容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括回収も開始し、ごみの減量化及び資源化率の向上に寄与しています。

また、資源化センターは、ごみの減量、適正分別、普及啓発活動、施設見学などを通じて社会経済・ライフスタイルを見直し、市民、事業者などと一緒にそれぞれの立場で役割を認識し、資源循環型社会の形成を推進します。

運営に関しては、効率的な資源の再利用が図られるよう選別品質の向上に配慮するとともに、全てのプラント設備を屋内に設置することで、周辺環境及び維持管理に細心の注意を払い、効率的な運営を心掛けています。

9. 最終処分計画

(1) 目標

一般廃棄物の最終処分を広域的に行うとともに、焼却灰をエコセメントの原料として再利用し、埋立処分量 0 t を継続し、現在確保されている最終処分場のできる限りの延命化に努め、清掃事業の安定化を目標とします。

(2) 施設の概要

1) 処分主体

多摩市の家庭から排出されるごみは、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場で焼却処分されたのち、焼却残さ（焼却灰）を、多摩地域の 25 市 1 町で構成する東京都日の出町にある東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場へ搬入しています。この処分場は、日の出町の町民の皆様のご理解、ご協力により設置された最終処分場であり、最終処分場を 1 日でも長く利用できるよう、ごみの分別と減量を推進する必要があります。

■ 処分主体

項目	処分主体
焼却残さ（焼却灰）	東京たま広域資源循環組合
不燃残さ	

2) 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

多摩市から搬出された不燃残さは、平成 26（2014）年度までは東京たま広域資源循環組合の日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場へ搬入して埋立処分していました。平成 27（2015）年度以降は、不燃残さ搬入量 0 t を継続しています。

■ 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

項目	処分主体
名称	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642
面積	約59.1ha
埋立容量	370万m ³
埋立期間	平成10（1998）年1月から約16年間*

※エコセメント化施設の建設により、当初予定で16年間の埋立期間を30年以上に延伸できる予定

3) 東京たまエコセメント化施設

東京たま広域資源循環組合に搬入された焼却残さ（焼却灰）は、東京たまエコセメント化施設で、焼却残さ（焼却灰）を原料としたエコセメントを生産し、再生利用しています。エコセメント化施設は、平成18年7月に稼働開始し、それ以前は埋め立てていた焼却残さ（焼却灰）ですが、再生利用・資源循環が推進されたことで、埋立処分の対象は不燃残さのみとなり、埋立処分量は大幅に減少しました。なお、平成30年度以降、二ツ塚処分場では埋立処分を実施していません。

■ 東京たまエコセメント化施設

項目	処分主体
名称	東京たまエコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642
面積 施設規模	約4.6ha 焼却残さ等の平均処理能力 約300t/日 エコセメントの平均生産量 約430t/日
施設の稼働	平成18(2006)年7月

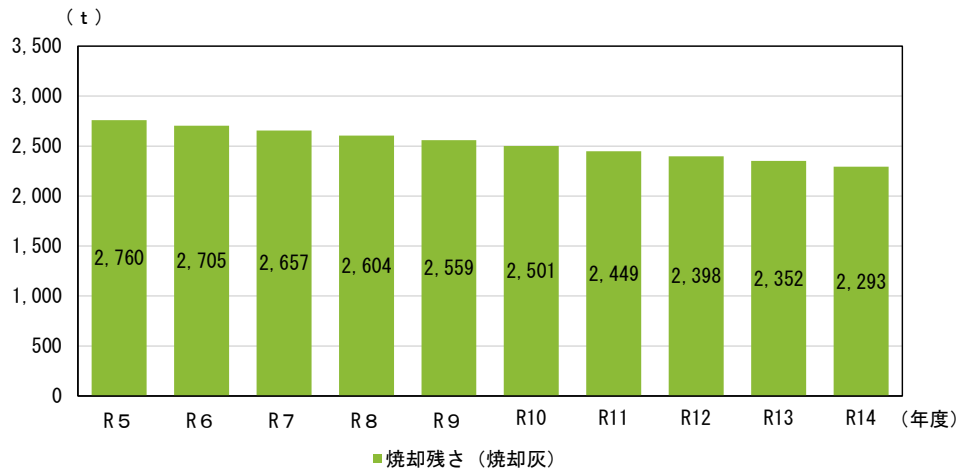
4) 焼却残さ（焼却灰）の搬入予測量（t／年）

令和14（2022）年度までの将来搬入量は、以下のとおりです。搬入された焼却残さ（焼却灰）は全量エコセメント化され、資源として、再生利用されています。

■ 将来の搬入予測量

(t/年)

年度	残さ量		最終 処分量	資源化量 (エコセメント)
	合計	焼却残さ (焼却灰)		
令和 5 (2023)年度	2,760	2,760	0	2,760
令和 6 (2024)年度	2,705	2,705	0	2,705
令和 7 (2025)年度	2,657	2,657	0	2,657
令和 8 (2026)年度	2,604	2,604	0	2,604
令和 9 (2027)年度	2,559	2,559	0	2,559
令和 10(2028)年度	2,501	2,501	0	2,501
令和 11(2029)年度	2,449	2,449	0	2,449
令和 12(2030)年度	2,398	2,398	0	2,398
令和 13(2031)年度	2,352	2,352	0	2,352
令和 14(2032)年度	2,293	2,293	0	2,293



(3) 施策の展開

1) 最終処分場の長期活用

現在使われている二ツ塚処分場の使用期間は、使用開始から約 16 年間で埋め立てが終了する予定でしたが、平成 18 (2006) 年 7 月からエコセメント化施設が稼働開始したことにより、30 年間以上まで延伸することが可能となり、埋立処分場を長く有効に活用でき、リサイクルにも貢献しています。

また、東京たま広域資源循環組合では、計画的に最終処分場の延命化を図るため、「廃棄物減容(量)化基本計画」を策定し、組織団体に対するごみの減容(量)化

を促しています。多摩地域においては、市街化の進展等から今後新たに最終処分場を確保することが極めて困難であることから、利用させていただいている自治体としては、引き続きより一層ごみ減量、資源化を進め、埋立処分量 0 t を継続し、リサイクルを更に推進します。

2) エコセメントの利用促進

東京たまエコセメント化施設では、中間処理された焼却残さを原料としたエコセメントを生産しています。エコセメントは、道路の L 型側溝や舗装ブロック、コンクリートベンチ等の二次製品に加工されるほか、JIS 規格（日本産業規格）の生コンクリートとしても利用されています。

焼却残さ（焼却灰）をエコセメントとして再生利用し、多摩地域のリサイクルを更に進めることが、最終処分場の長期活用に貢献します。

10. ごみ減量化・資源化のための組織活動・協働の取り組み

1) 廃棄物減量等推進員

自治会・管理組合からの推薦により廃棄物減量等推進員を委嘱し、全体会議や研修会などを通じて、ごみに対する理解を深めてもらい、地域のごみの減量と適正な処理のために市の施策への協力や地域住民の啓発を実施します。

2) 廃棄物減量等推進審議会

市民、事業者、廃棄物処理業者、資源回収業者、学識経験者等、幅広い関係者の参画により、一般廃棄物の減量化を推進していくための方策等について審議します。

3) たまごみ会議

市民、行政が一体となっておみ減量に取り組むための意見交換の場として「たまごみ会議」があります。たまごみ会議は、「資源化部会」・「啓発部会」で構成され、お互いに協力を図りながら、ごみ減量・資源化活動に取り組めます。

4) その他市民協働の取り組み

転入者向けの分別説明窓口やリユース食器貸出等の啓発活動を市民協働で取り組むことにより、市民のごみ減量意識の向上を図ります。

11. その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 広域処理体制の確立

多摩地域の各自治体の協力による広域的処理、広域的リサイクルの実現に向けて共同で行う各種の調査・研究に積極的に取り組み、多摩地域の新しいごみ処理システム構築を目指します。また、多摩ニュータウン環境組合においても構成市（多摩市、八王子市、町田市）との広域的連携についての取り組みを進めます。

2) 条例等の法制度の整備

今後、ますます多様化するごみ問題に対応するため、条例等の法整備を進めていきます。

3) 国・東京都への要請

排出抑制に関する法律の充実や施設整備等への人的・財政的な援助、リサイクルルート整備等への支援を、国や東京都に強く要請します。

4) 関係業界に対する要請

包装の適正化、製品の規格の統一、製品の素材の表示、販売ルートによる回収体制の整備などについて、関係業界に対して要請していきます。

5) 職員の資質の向上

研修などを通じて、職員の資質の向上を図ります。

6) 廃棄物に関する災害対策

多摩市が被災した時のごみ処理、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、災害時における衛生環境の維持を図ります。

7) デジタルトランスフォーメーションの推進

日常の業務環境の激しい変化に対応するため、データ及びデジタル技術の推進を検討してまいります。